

令和5年6月29日

障害者支援施設長 様
障害福祉サービス事業所 管理者 様
障害児通所支援事業所 管理者 様

川口市障害福祉課長

令和4年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（通知）

本市の障害福祉行政につきまして、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和4年度(令和4年4月～令和5年3月サービス提供分)の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ加算を受けている事業者は、年度ごとに実績報告書を提出していただく必要があります。

つきましては、下記のとおり令和4年度処遇改善実績報告書の提出をお願いします。

記

1 実績報告書の提出書類

- ① 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書(令和4年度)(別紙様式第3-1-3-2)

【必要に応じて添付】

- ② 職員分類の変更特例に係る実績報告(別紙様式3-3)
③ 特別な事情に係る届出書(別紙様式第4号)
(→事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き上げた上で賃金改善を行う場合)

※厚生労働省通知(令和5年3月10日付障障発0310第2号)のとおり、今年度から様式を変更しています。必ず新しい様式で提出くださいますようお願いいたします。

2 ホームページ掲載場所

「総合トップ」→「事業者向け」→「障害者施設・事業所等」→「障害福祉サービス事業所等について(事業者向けページ)」→「福祉・介護職員処遇改善加算」

【<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/18895.html>】

3 提出期限及び留意事項

- (1) 提出期限

令和5年7月31日(月)(厳守)

- (2) 留意事項

・費用弁償的に支払ったもの、労働の対価ではなく恩給的(結婚祝金等)に支払ったもの等は賃金改善額として認められません。

・「賃金改善所要額」≧「処遇改善加算等総額」となっているか、改めてご確認ください。

・「賃金改善所要額」<「処遇改善加算等総額」となっていることが判明した場合は、一時金や賞与等として早急に改善し、当該改善も含めた実績報告書を提出してください。なお、加算の算定要件を満たさない場合は、不正請求として全額返還となります。

4 提出先

下記 URL から LoGo フォーム（電子申請）より提出

<https://logoform.jp/form/zRQD/311662>

※原則、LoGo フォームにて提出ください。

また、令和4年度処遇改善実績報告書は Excel データにて提出してください。

※法人で事業所を一括して令和4年度処遇改善実績報告書を提出されている場合は、他事業所所在地の自治体にも実績報告書の提出の確認をしてください。

川口市役所 障害福祉課
施設係

電話：048-271-9442

Fax：048-259-7943